

東北建築賞規定

平成5年10月25日制定

平成8年3月21日改正

令和6年2月29日改正

- 第1条（総則）日本建築学会東北支部は、広く社会に拘りを有する事業の一環として、東北建築賞を設け、優れた建築的作品及び建築的貢献を顕彰する。
- 第2条（目的）東北地方の地域特性に立脚した優秀な建築作品や建築分野にかかわる業績、並びに東北地方で発表された研究論文を顕彰することにより、東北地方における建築水準の発展に寄与し、学会と地域社会の交流を図ることを目的とする。
- 第3条（対象）東北地方に建設された建築作品や建築分野にかかわる業績、並びに東北地方で発表された研究論文のうち、東北地方の地域特性に立脚した優れたものを顕彰の対象とする。
- 第4条（賞）東北建築賞として、作品賞、業績賞並びに研究奨励賞を置く。
- 第5条（募集）募集要項の公表により、日本建築学会東北支部が募集する。
- 第6条（選考・表彰）賞の選考は日本建築学会東北支部長の委嘱を受けた東北建築賞選定委員会及び研究奨励賞選定委員会が毎年行い、表彰は日本建築学会東北支部が行うものとする。
- 2 東北建築賞選定委員会は作品賞及び業績賞の選考を行い、研究奨励賞選定委員会は研究奨励賞の選考を行うこととする。
- 第7条（運営）この事業は、日本建築学会東北支部が主催する。
- 2 この事業の運営は、日本建築学会東北支部特別事業運用規定によるものとする。
- 3 研究奨励賞に係る事務は学術・教育担当が行い、作品賞、業績賞、その他の事務は社会・文化担当が行うものとする。